高齢運転者による交通事故防止に向けて(概要)

平 成 2 9 年 6 月 高齢運転者交通事故防止対策 ワ ー キ ン グ チ ー ム

1. 改正道路交通法の円滑な施行

凡例: 既に開始 実施予定

医師の診断体制の確保に向けた警察と医師会等の連携強化 ~協力医師約4,800人を確保(29年5月末現在)~認知症の早期診断·対応に向けた警察と地方公共団体福祉部局の連携強化

2. 高齢者の移動手段の確保など社会全体で生活を支える体制の整備

公共交通機関の利用促進 ~ タクシー相乗りサービスの実証実験等 ~ (29年度中に開始) 自家用有償運送の導入・活用の円滑化 ~ 使用車両や運行形態の拡大・手続の合理化等 ~ (29年度中に開始) 介護サービスと輸送サービスの連携強化 ~ 介護保険制度の移動支援サービスの普及拡大等 ~ (速やかに開始)

- 3. 高齢運転者の特性も踏まえた更なる対策
- (1) 有識者会議の提言を踏まえた今後の方策

運転適性相談の抜本的見直し~運転免許証の自主返納の促進等~(速やかに実施) 運転免許制度の更なる見直し~80歳以上の運転リスクが特に高い者への実車試験の導入等~(速やかに検討開始)

- (2) 「安全運転サポート車」(サポカーS)の普及啓発 コンセプトの策定・公表 官民を挙げた普及啓発 ~ 広報活動の展開や体験機会の拡大等 ~ 安全基準等策定・自動車アセスメント拡充による先進安全技術の普及促進(既に検討開始)
- (3) **高速道路における逆走対策の一層の推進** 逆走車両を警告・誘導する民間技術等の実道での実験(29年7月に開始)

【数値目標】

80歳以上の高齢運転者による事故死者数 32年までに200人以下(29年中に250人以下)

26~28年平均約270人 24~25年平均約250人